

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文
 ○土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
<p>第六十四条 法第十六条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第十八による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 汚染土壤の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>十三〇十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一（第七条第一項関係）</p>				<p>第六十四条 法第十六条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第十八による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 汚染土壤の運搬の用に供する自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>十三〇十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一（第七条第一項関係）</p>			
特定有害物質の種類	地下水基準	特定有害物質の種類	地下水基準	特定有害物質の種類	地下水基準	特定有害物質の種類	地下水基準
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。	一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。	一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。	一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二（第九条第一項第二号関係）

特定有害物質の種類	第二溶出量基準
(略)	(略)
一・一―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき一ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

別表第三（第三十一条第一項関係）

特定有害物質の種類	要件
(略)	(略)
一・一―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

別表第二（第九条第一項第二号関係）

特定有害物質の種類	第二溶出量基準
(略)	(略)
一・一―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・二ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

別表第三（第三十一条第一項関係）

特定有害物質の種類	要件
(略)	(略)
一・一―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。
(略)	(略)